

電波監理審議会（第975回）議事要旨

1 日 時

平成24年2月10日（金）10:00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、山田 攝子（会長代理）、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

原田 秀雄（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、鈴木電波部長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

（諮問第3号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

（諮問第4号）

両件は、関連する事案であったため、一括して審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり改正及び変更することが適当との答申をした。

【内容】

小電力無線システム（免許不要局）である移動体検知センサー及び動物検知通報システムの高度化、5GHz帯無線アクセスシステムの海上利用及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットGPS型の無線設備の技術的条件等を定めるため、関係規定の整備を行うもの。

(3) 日本放送協会のテレビジョン放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について

（諮問第5号）

審議の結果、諮問のとおり許可することが適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会の総合放送のうち群馬県及び栃木県を県域放送へ変更するにあたり、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可に係るもの。

(4) 東経 110 度CS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について (諮問第 6 号)

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

東経 110 度CS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定を行うもの。

(5) 日本放送協会平成 24 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について (諮問第 7 号)

審議の結果、諮問のとおり意見を付することが適当との答申をした。

【内容】

放送法第 70 条第 2 項に基づき、平成 24 年度のNHK収支予算等に付する総務大臣の意見について諮問を行うもの。

(6) その他

「周波数オークションに関する懇談会 報告書」、「3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果」について総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)